

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成23年3月

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間企業の従事者に比べ高額になっているのではないかと国民等の厳しい批判があるところであります。そこで、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、技能労務職員等の給与等について住民の理解と納得が得られるものとなるよう、総合的な点検を実施し、適正な給与制度の運用を実施するため、この取組方針を策定・公表するものです。

## 1. 現状

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢のデータ及び民間従業員のデータ

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
仙北市	47.4	71	275,441	301,686	292,761	—	—	—	—
学校給食員	52.8	3	300,600	318,418	316,400	調理師	44.3	209,700	1.52
用務員	48.7	18	273,972	293,015	288,290	用務員	53.8	213,600	1.37
自動車運転手	51.3	15	291,878	330,221	310,172	自家用自動車運転者	53.4	211,200	1.56
その他	44.7	35	266,994	292,482	285,573	—	—	—	—
秋田県	48.6	428	320,732	361,946	345,375	—	—	—	—
国	49.3	3,955	284,514	—	322,291	—	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成19年～21年の3カ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全には一致していません。
- ※ 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※ 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

### (2) 職種ごとの年齢別の人数

#### ① 学校給食員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数									1	2			3

#### ②用務員

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数					1	3	1	2	3	4	4		18

### ③自動車運転手

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数					1		1	3	3	1	6		15

### ④その他

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数			1	2	3	5	5	6	4	6	3		35

### (3)その他給与に関する事項

#### ①給料表について

国の行政職給料表(二)を適用しています。(ただし、級は4級まで(国は5級まで))

#### ②技能労務職員の特殊勤務手当について

区 分	支 給 額
環境保全センターの業務に従事した職員	1日につき 230円
社会福祉業務に従事した職員	1日につき 290円

③毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇級します。

## 2. 基本的な考え方

技能労務職については、原則として退職不補充による職員数の削減をしていきます。また、その業務について検討し、見直し、又は指定管理者制度及び業務委託の活用により民間委託を推進します。

給与等については、国、県、近隣市の動向を考慮し、改正等を実施していきます。

## 3. 具体的な取組内容

給料表、特殊勤務手当については、平成17年9月合併時に大幅な見直しを実施しており、今後は、国の改正等を踏まえ見直しを実施していきます。

## 4. その他

### 年度別退職予定者数

年 度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年以降
退職予定者数	4人	3人	4人	2人	1人	4人	39人